

秋田県版高圧ガス容器管理指針

秋田県高圧ガス協会

1. 目的

近年、高圧ガス容器の盗難、喪失事故は、増加傾向が続いている。また、長期間放置された高圧ガス容器の破裂等により人身、物損被害を伴った事故が発生しており、高圧ガスの保安を確保するためには、供給事業者、消費者及び供給事業者団体それぞれが容器の適正管理を推進する必要がある。

この指針は、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下「法」という。)の趣旨に基づき、高圧ガス容器を適正に管理することにより高圧ガス容器による災害の発生等を防止するために、高圧ガスの供給事業者、消費者及び供給事業者団体がとるべき措置をまとめたものである。

2. 適用

この指針は、秋田県内で容器(法第41条に規定する高圧ガス容器であって、内容積1リットル以上のものをいう。以下同じ。)を取り扱う供給事業者及び消費者並びに供給事業者団体に適用する。ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に基づき高圧ガス容器を管理する場合の供給事業者及び消費者並びに供給事業者団体を除く。

3. 用語の定義

(1) 供給事業者

秋田県内の消費者に、高圧ガスを供給する事業者をいう。

(2) 消費者

容器に充てんされた高圧ガスを、秋田県内において消費する者をいう。

(3) 供給事業者団体

高圧ガス販売届出事業者で構成された団体をいう。

4. 供給事業者がとるべき措置

供給事業者は次の措置をとるよう努める。

(1) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第40条第1号に定める高圧ガスの引渡先の保安状況又は液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)第41条第1号に定める液化石油ガスの引渡先の保安状況を明記した台帳(以下「保安台帳」という。)を備え、常にこれを更新する。

(2) 容器管理台帳を備え、自らが供給する高圧ガス容器の所在管理を行うとともに、

- 消費者に管理台帳の記載内容を適宜通知し、消費先での所在確認を徹底する。
- (3) 使用済み容器及び消費者が使用しなくなった容器は速やかに回収する。
 - (4) 消費者に容器を販売する場合、当該消費者に法第47条に規定する表示等、容器所有者としての管理を助言する。
 - (5) 消費者に高圧ガス容器を貸与するときは、法第46条第1項の規定により所有者を明示するとともに、あらかじめ、消費者と書面によりその所有関係を確認する。
 - (6) 原則として1年以上継続して同じ容器による供給をしない。
 - (7) 容器を貸与するときは、容器に関する保安上必要な措置等について、あらかじめ消費者と書面により取り決めておく。
 - (8) 容器の適正管理及び高圧ガスの安全な消費に関する保安情報を消費者に提供する。
 - (9) 自ら容器を取り扱わないで消費者に高圧ガスを供給する場合であっても、前号の消費者への情報提供は自らの責任で行うこととする。容器の納入を容器取扱業者に委託する場合にあつては、あらかじめ、当該取扱業者との間で、消費者への情報提供の方法について、書面で取り決めておく。
 - (10) 消費者に対し、5.に掲げる消費者がとるべき措置が実施されるように助言する。
 - (11) 容器が危険な状態となったとき、高圧ガスについて災害が発生したとき又は高圧ガス若しくは容器を喪失し、若しくは盗まれたとき(以下これらを「事故等発生時」という。)に法第36条又は第63条に基づき、関係機関に速やかに通報が行えるよう、あらかじめ、連絡体制を取り決めておき、従事者に周知する。
 - (12) 容器の適正管理及び高圧ガスの安全な消費に関する保安情報の収集に努め、従事者に対し、1年に2回以上保安教育を行う。

5. 消費者がとるべき措置

消費者は次の措置をとるよう努める。

- (1) 高圧ガス及び高圧ガス容器の取扱いにおいて、法及び関係法令等の規定を遵守する。また、4.(7)による保安上必要な措置に係る供給事業者との取り決め事項を遵守する。

◇説明 高圧ガス保安法、労働安全衛生法、消防法等法令の他、市町村の火災予防条例、本指針等に従い、高圧ガス災害予防に努めましょう。また、供給事業者の義務として、容器占有時の保安事項を書面で確認することが定められていますのでその条項にも従い安全を保ちましょう。

- (2) 容器管理責任者を定め、高圧ガス容器管理台帳等により、高圧ガス容器の受け払い状況及びその所在等を常に把握する。

◇説明 供給事業者にも消費先での容器所在確認の徹底が義務付けられていますが、

相互の協力により、保安確保と同時に不明容器を撲滅することで容器に起因する災害を未然に防止しましょう。高圧ガス容器授受時の立会いと容器授受の記録が台帳で管理されていれば理想的ですが、『容器調書』により現物の確認を行い、授受伝票類を併せて保管することで同様の所在管理と認められます。

ただし、消費事業者が記録上管理する「事業所外への持ち出し」等は、持ち出し容器管理台帳などの様式を用いて、容器の所在管理が必要です。

(3) 容器管理責任者は、高圧ガス容器の保管状況について、使用開始時及び使用終了時に異常の有無を点検し、記録すること。

◇説明 日常点検は、すべての種類のガスにおいて事故の発生及び、容器の盗難紛失事故の可能性を払拭できないため必要です。点検において異常が発見されても現場において收拾できる軽微なものを除き、速やかにあらかじめ定められた連絡体制に基づき対応しましょう。

なお、点検の実施については容器管理責任者の監督のもとで従事者が行ったものも含まれます。

(4) 供給事業者から容器の適正管理及び高圧ガスの安全な消費に関する保安情報の提供を受けたときに、従事者に周知できる体制を構築する。

◇説明 本指針や一部法においても、消費者への保安情報の提供は供給事業者に義務づけられており、相互の協力により消費現場の保安確保を図る必要があります。消費者は、保安情報を提供されたとき、その内容や方法に応じて「掲示」「集合教育」「回覧」などにより周知をしましょう。

(5) 容器の管理状態について、供給事業者から改善の助言を受けたときは、速やかに改善し、その結果を報告する。

◇説明 保安状況の管理をおろそかにした場合、事故や災害につながり、あるいは災害等が拡大する恐れがあるため、供給事業者は消費者に対し改善の助言をすることがあります。供給事業者から改善の助言を受けた場合は速やかに改善しましょう。

(6) 供給事業者による保安台帳の作成と更新に協力する。

◇説明 供給事業者は消費者の保安状況を把握し、消費現場の保安確保に努める必要があるため、消費者は進んで保安台帳の作成と更新に協力しましょう。

なお、(5)の改善の助言と改善は保安台帳に記載する事項です。

(7) 使用済容器は速やかに供給事業者に引き渡すこととし、使用中の容器であっても、原則として1年以上継続して同じ容器を使用しない。

◇説明 1年以上の長期停滞容器は、破裂、漏洩及び盗難、紛失のリスクが増大するなど極めて危険な状態となります。

そのため使用済みや、当面使用の予定がない容器、供給されてから1年以上の長期停滞容器については、速やかに返却の手続きをとりましょう。

(8) 容器所有者が容器管理業務を委託する場合は、容器の定期点検及び廃棄等について書面により取り決め、当該業務を委託したことを容器に明示する。

◇説明 容器所有者は、高圧ガス保安協会に登録し、付与された登録記号番号を容器に打刻することが、容器保安規則に義務づけられた「氏名等の表示」と定められています。

ただし一般的には、容器の管理業務を委託した管理業務受託者の登録記号番号の打刻により代用しています。この場合、管理業務受託者との管理業務委託の契約が必要です。

(9) 容器を所有するときは、その管理について、供給事業者の助言に従う。

(10) 事故等発生時に法第36条又は第63条に基づき、関係機関に速やかに通報が行えるよう、あらかじめ、連絡体制を取り決めておき、従事者に周知する。

(11) 供給事業者及び供給事業者団体等から保安に関する最新の情報を入手し、従事者に対し、1年に1回以上、高圧ガスの保安に関する教育を行う。

◇説明 事象事例の情報を収集し、その再発防止を検討、対策するほか、単に最新の情報を周知する社内教育を行うだけでなく、習熟度、担当期間などに応じて勤務形態などにかかわらず、従事する者すべてに計画的な教育を行う必要があります。協会などが主催する保安講習会等は積極的に活用しましょう。

6. 供給事業者団体がとるべき措置

供給事業者団体は次の措置をとるように努める。

(1) 容器の適正な取扱い及び高圧ガスの安全な取扱いに関する保安情報について、必要に応じて県、消防、関係団体等と協議する。

(2) 当該構成員及びその他の供給事業者及び消費者に対し、容器の適正管理及び高圧ガスの安全な取扱いに関する資料の配付、講習会の開催等により保安に関する情報を提供し、周知・啓発を徹底する。

(3) 放置容器の一斉回収を定期的実施するとともに、回収した容器の集積場の運営等の措置をとる。

(4) 容器管理指針の策定、改訂を行う。

7. 附則

この指針は、平成29年6月13日より施行する。